

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

スリランカモラガハカンダ開発事業

第2回WG会合

日時 平成22年11月2日（火）15：01～17：34

場所 JICA本部 202会議室

（独）国際協力機構

<助言委員> (敬称省略)

石田 健一	東京大学 海洋研究所海洋生命科学部門助教
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部教授
福田 健治	響法律事務所 弁護士
松下 和夫	京都大学 大学院地球環境学堂教授
満田 夏花	国際環境 NGO FoE Japan

<JICA 事業主管部>

井本 佐智子	南アジア部 第三課長
尾藤 好文	南アジア部 第三課
田中 文子	南アジア部 第三課
古本 一司	地球環境部 水資源・防災グループ水資源第一課
三宅 和也	産業開発部 計画・調整課

<事務局>

西野 恭子	審査部 次長
河添 靖宏	審査部 環境社会配慮監理課長
河野 高明	審査部 環境社会配慮審査課長
塩浦 貴之	審査部 環境社会配慮審査課

<オブザーバー>

柳井 真由子	国際環境 NGO FoE Japan
村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部

午後3時01分開会

松下主査 それでは、時間になりましたので、満田委員は少しおくられるようですが、第二回ワーキンググループを開催したいと思います。

最初に、きょう追加的に配付された資料について確認する意味で、資料の確認をお願いできますか。

○河添課長 皆さんのお手元にある資料を確認しておきますね。

この前、プレゼンテーションを行ったワーキンググループ資料というものがあると思います。こちらのほうは事業担当部のほうから説明をさせていただいたとおりです。あと助言案があると思います。きょうはそちらを基本にお話が進むものと思います。18日のワーキンググループ以降、皆様からいただいた資料、助言を取りまとめてあります。ですので、これをたたき台にさせていただいてきょうは議論をしていただくということかと思います。あと、これまでの協議の内容をざっとかいつまんだ資料というのが質問・コメントへの回答というものです。この前4時間半にわたる協議は、質問及び回答ということで丁寧に議論されてきたわけですが、それに関する資料もお手元にございます。

あと、28日時点で資料追加分ということで、番号で言うと68番から77番まで、質問に対するこちらの回答を示させていただいています。それに付随しているのが添付資料というもので、事業計画の妥当性ということ、これについての資料が添付されているというものです。こちらもご確認ください。

あと、すみません、ちょっと前後しますけれども、11月1日付の助言の案の中には、これまで委員からいただいた助言の内容なりが、オリジナルが別添されておりますので、これはご参考までということです。

きょうは、助言を取りまとめていただくような形で、たたき台としては11月1日の資料をアップデートしていくというものかと存じます。

松下主査 どうもありがとうございました。

資料、お手元にありますか。

それで、本日は、今ご説明があったように、助言案の取りまとめということで、このたたき台を中心として議論したいと思います。まずその前に、10月28日以降、追加的な質問・コメントに対する回答という資料がありますが、これ、68番から76番までの質問・コメントとそれに対する回答があります。これについてまず簡単に説明をお願いしたいと思います。

68番からお願いします。

○河添課長 回答の部分かな。

松下主査 そうですね。

○井本課長 基本的にはこの回答にあるとおりです。必要な資料等、別途、事業規模の水収支に係る部分ですとか、代替案の検討なども今の段階でご説明できるデータを別添でつけたりいたしましたので、これでさらに追加で確認すべき事項がございましたら、それについてはお答えさせていただきますが、一応こちらの文書で回答したとおりです。

松下主査 わかりました。平山委員の質問・コメントですが、きょうはご欠席ですから、これを見て何か追加的なことはありますか。

それでは、次の69番のほうをお願いできますか。

○原嶋委員 1点だけ事実関係を。次のページに事業規模・事業計画の妥当性についてという添付資料をつけていただいている、その中に代替案比較一覧表というのがございまして、そこでA案、B案、C案とありますけど、このC案というのはもともとのものに入っていないですね。○井本課長 入っておりません。入っておりませんけれども、今回……

○原嶋委員 おりませんですね。○井本課長 はい。

松下主査 では、69番に対する回答について何か説明をお願いします。

○原嶋委員 それでいいです。入っていない。

○井本課長 入っておりません。

松下主査 この回答でよろしいですか。

○原嶋委員 ええ、結構です。一応入っていないという事実だけ確認しました。

松下主査 それでは、続いて70番についていかがでしょうか。

○原嶋委員 結構です。

松下主査 これも回答でよろしいですか。

松下主査 71番、石田委員の質問・コメントですが。

○石田委員 すみません、もう一つよくわからないんですが、これはつまりダム建設後の湖面養殖に対しては、既に青写真というか、地域の漁民に収益が渡るような計画があるという理解でよろしいんでしょうか、71番ですけれども。

○田中 紙に書いてある具体的計画というのではないんですけれども、R I Pその他によりまして、ほかの地区と似たような類似の措置がとられるということになっております。

○石田委員 ということのスリランカ政府が予定しているということですか。

○田中 はい。

○石田委員 逆に言えば、それ以上のこと、今の段階ではわからないということですか。ここにかかっているようなことはよくわからないということですね。

○田中 今のところはそこまでの詳細はまだ固まっていない状況です。

○石田委員 わかりました。

松下主査 次の72番以下は、満田委員のコメントですから、委員が来られてから検討するというようにして、それでは次に助言案のたたき台を参照しながら検討していきたいと思います。前書きのところはとりあえず省略いたしまして、コメントの具体的な内容としてまず最初に環境社会的費用・便益について、これはもともと長谷川委員と原嶋委員が出された意見ですが…
…

松下主査 これまででどこかありますか。

どうぞ。

○福田委員 51から53番ですね、このコメントを出した段階では、協力準備調査の第4章が手元になかったものですから、その後それを精査しているわけではないんですが、51番の世銀の調査の話だけちょっとお伺いしたいんですが、その世銀の調査について、ご回答として三期事業の結果を踏まえ、99年以降、相手方実施機関の構造改革を支援しということはチェックしましたよということが書かれているんですが、ここでこちらが指摘した世銀のレポートというのは2004年の独立評価局のレポートなんですね。この独立評価局のレポート自体は、そもそも世銀の区分で言うと第四期なのかな。向こうのキャパシティビルディングのための世銀のクレジットの成果も踏まえた上で、この事業が非常にアンサーディスファクトリーだったという評価をしていると言えることがあります。2004年のその報告書の中で触れられているのは、決して相手側国政府のキャパシティの問題だけではなく、それもちらっとは触れられているとは思いますが、ほかにそもそもまずその米を需給するという1950年代、60年代の国家目標から、現在のスリランカ政府等の政府目標との関係で整合性があるのかといった点であったり、それから末端の水路の管理あるいはメンテナンスについてきちんと地元で管理する体制が整ってなかったという点であったり、要するにここで書かれている組織体制以外のことがいろいろ触れられていて、その結果として非常にプロジェクトが不満足だったという結論が出されていて、ご質問させていただいた内容と答えがかみ合っていないのかなというふうにちょっとこちらとしては受け取っているというところがありますので、皆さんとして世銀のこの流域に関する評価から一体何を学んでこのプロジェクトに反映したのかということをちょっともう一度ご説明

いただきたいというふうに思っています。

○井本課長 ご指南いただいている世銀の評価に関しましては、特に入植した後の生計が当初の想定どおり向上していないということが指摘されていたと考えています。幾つか理由はあるんですけども、1つ大きかったのは、もともとこの地域の入植というのは農民が入植したわけではなくて、ほかのコトマレー等の貯水池から移動しなければいけなかった人たちが入植しています。コトマレー地域はむしろ農業ではない形で生計を立てている人がもともと多かったにもかかわらず、入植させた地域では農業を営むということで計画を立てましてもともと農民でなかった人たちが突然稲作をしなければいけなくなり、ある意味では素人の人たちを相手に農業を軌道に乗せるには、かんがいの補修にしても営農指導にしても十分ではなかったということが指摘されていたと記憶しております。私どものほうは、基本的に今回移動しなければいけない人たちというのは、現在でも稲作を主体とする農業をしている人たちでして、そういう意味では、もともと農業の知識、技能を持っている人たちがコミュニティーごと移転して行って、そこでまた農業を営むということが想定されております。ただもちろん生産性を向上していくために彼らの技術力というのを上げていく必要性や新しい水路の維持管理等は彼らに担っていただく必要がありますので、その部分は案件実施の中で、ソフトのコンポーネントで、先方政府が営農サービス、研修などのキャパシティービルディングを農民組織と一緒にやっていくことを支援していくという計画があり、問題が生じないようにということを考えております。

○福田委員 確かにそういう指摘がされていたのは1994年のレポートではないですか、世銀の。

○井本課長 2004年のときもそれをさらにもう一度再評価した形.....

○福田委員 もう一度返ってくるんですけど、ちょっと私が申し上げているのは、2004年のレポートのポイントというのはもうちょっといろいろあるんじゃないんですかというのが私が申し上げたかったところなんです。

○井本課長 その点につきましては、内容をもう一度精査させていただきまして、必要があれば次のE Sの段階でのより改善点を反映させる形で、相手側のソフトコンポーネントでの支援を計画していきたいと思っております。

○福田委員 そういうことなので、ちょっとこの点、何かしらの形でコメントとして残させていただきたいな、助言として残させていただきたいなというふうに思っています。

松下主査 それは51番。

○福田委員 51番ですね。

松下主査 についてはコメントの形で残したいということですね。それでは、もう一回、満田委員、見えましたので、追加分に対する回答の中の72番について、文章で回答いただいたことについて今検討していますが、72番についていかがでしょうか。

○満田委員 これは私がということでしょうか。

○河添課長 回答自体がご指摘に答えているかどうかというか、我々がそういう……

松下主査 これで、ご回答で十分か、あるいはもっとこれではまだ問題があるか。

○満田委員 これは、質問というつもりではなくて、もうコメントといいますか助言案として出させていただいたものですが、私のコメントというのは、いろいろこの緩和策を講じているのは理解しているんです。とはいうものの、普通に考えて、3,000ヘクタールの水没、希少種がたくさん出現している。象の回廊である。保護地域も100ヘクタール以下とはいえ含まれているということを考えると、これはまずこの事業が適用される旧ガイドラインの保護地域に影響を与えてはならないというガイドラインに抵触している。それから現ガイドラインですね。いわゆる重要な生息地あるいは重要な森林の転換または劣化を伴うものであってはならないというものに抵触している。

右に書かれていることは、いろいろ対策をとりますということをもってして、重要な転換あるいは劣化ではないですよと書いてあると思うんですが、とはいうものの、通常考えて、水没というのは、これは重要な転換と言わずしてどう言うんでしょうというようなたぐいなのかと考えています。ということで、ちょっとこれはお答えになっていないんじゃないかと思っています。

松下主査 これは直接の問いに対する答えとしては……

○満田委員 例えば2番目に書いてある現ガイドラインについては、厳密に言えば対象ではないですという反論でしたらあり得るのかなとは思っているんですが、それでも私としてはぜひここは重要視すべきポイントかなとは思っていますし、それから旧ガイドライン、保護地域に関する記述については、100ヘクタール以下であることや、代償として象の回廊を設置する、あるいはさまざまなムキゲーションのみではちょっと説明し切れない。前回のラオスの保護地域における開発が問題になったあの案件は、開発調査であって、計画段階になって大きな議論になりましたが、それでも開発面積としてはごく小規模な数十ヘクタールだったと記憶しておりますが、ここでその面積を云々することはできないんじゃないかというのが私の考えです。

松下主査 満田委員の方の意見について、再度コメントなり追加的な説明はありますか。

○河添課長 ガイドラインの解釈のところも含まれていると思うわけですが、ガイドラインに

書いてあることというのは、著しい劣化あるいは転換を伴うものというものについては基本的にはそのような事業は行わないということですね。ただ、その一方で、本件が著しい劣化を実際に伴うかどうかということの議論かと思えます。その代償策、そういったところもガイドラインの中には一方で書かれています。このプロジェクトでは、周辺地を自然保護区域にするということで、さらなる自然環境の増進を実現していくことになっています。開発には自然への影響は生じるということもありますので、この部分については、代償措置がとられることにおいて、著しい劣化であるとは言えないとは思いますが。

松下主査 マハウェリ生態系に対する損傷が起きているかどうかという認識と、それからそれに対しての代替措置が十分であるかどうかと、そういうあたりの見解の相違点ですね。

○河添課長 あとは、狭域で見たときと、あと広域で見たときの全体的な保全につながっているかどうかということが恐らく論点になるのかとは思いますが、我々はどちらかという広域で見ているということだと思います。

○石田委員 1つよろしいですか。

満田委員がおっしゃられたところ、これがコメントじゃなくてむしろ助言になっているというのは、すみません。どの部分にあるのかちょっと教えていただけません。

○満田委員 この72番のこのワーキンググループの質問・コメントと回答と書いてある照合表の72番ですが、私自身のコメントとしては後ろのほうにくっついておりますが……

○石田委員 同じ資料ですか。

松下主査 助言案のほう。

○石田委員 メールで送られてきたほうですか。

○満田委員 はい。それをコンパイルしてこのような一覧表に事務局がつくっていただいたんだと思います。

○石田委員 これですね。ありがとうございます。

それで、実は満田委員がおっしゃってくれているんで、私は重なっちゃいけないので、移植に関することだけを中心に助言を3つほど書いたんですけども、実は私も随分気にしているんです。なぜ気にしているかというと、IUCNのレポートを読みましたが、もちろんIUCNだからきちんとやられているし……満田委員のコメントは別の資料のほうで確認させていただきました。

それで、IUCNのレポートというのは、これはまさしくMoragahakanda Agriculture Development、当時のエリアそのものを調査されたものだと理解すると、その上でもう一度読

んでみたんですね。そうすると、最初のほうのページに、結構恐ろしいんですよ、これ。何が恐ろしいかというと、固有種が47種、危惧種が42種なんですね。合計80種類も考慮すべき種類が両生類と魚類を含めているわけです。その中から I U C N のレコメンデーションは10種というので、サイエンティフィッククライテリアというのが A p p e n d i x 241 に出ているんですね。これは、ただそれを選びますよという項目が表の中にあって、その理由は A p p e n d i x を見なさいといきなり241に飛ぶんですけども、なぜこのクライテリアが出ていたかよくわからないんです。これだけ広大な地域を水で浸すということは、当然、淡水生物というのは移動の自由があるので、別に魚が死ぬわけではないんですが、満田委員がおっしゃられるように、多分生活区域の激的な変化になると。

そうすると、今まで溪流で分けられたところがつながったりという意味で、ミックスチャーが可能になるわけですね。生態系、例えば交配関係も変わってくるし、それからひょっとしたら溪流ごとに分かれていたかもしれないものが一緒になってしまうかもしれない。という意味では話はマクロに見れば全然単純じゃないんです。恐らくどの海洋生物の人間でも漁業の人間でも爬虫類の人間を連れてきてても同じことを構わず言うと思います。とすれば、でも開発はしなければいけないとは僕も思うんです。とすれば、ここからは私個人の意見、どこでコンプロマイズするかということに尽きると思うんです。コンプロマイズするための調査をもう一回やらなきゃいけないんじゃないかというのが僕の今回の認識なんです。だから、最悪の場合はひっくり返るかもしれません。知りません。それはわかりません、調査をやってみないと。

ただ、象のこともいることですし、象の回廊にしても、神経質な象が、例えば満田委員がメールで送られてきたように道路を横切るかということもきっとあるんですよ。その検証がなされないままに、淡水魚は10種、象は回廊はこうだというのは後でパンチが起きるんじゃないでしょうか、もしそれで開発を進めてしまうと。私たち、象とか危惧種というのは非常に危険だと思います、どう考えても。だから、そこをもう一回調査をかけるのに何か確実なもので、もし既存で調査されているグループがあれば、それを使って確証を得ておいたほうがいいと僕は思うんですね。

I U C N がやっていることですから確かに技術レベルは確かだと思うんですけども、ただそのセレクション過程がどうも腑に落ちないです。ただ、私は開発に反対しているわけじゃないんですが、そのセレクションの過程、それからなぜ10種が選ばれなかったのかということ、それから移植後一緒にすれば大丈夫だと I U C N が言い切っているにもかかわらず、証拠がほとんどないというのがなぜなのかよくわからないんですね。魚道の話は後でしますけども、そ

こら辺はもう少しクリアにしないと、この計画、危ないなという、危惧種と象さんがいるというのはダブルパンチなんで結構危ないなという気はずっとしています。

以上です。

松下主査 ありがとうございます。

そうすると、石田委員の今のご意見を助言案の形にするとどうということになりますか。

○石田委員 私は、日本のしかるべき有識者を一度現地に派遣して、固有種、危惧種、象の生態系を含む調査を再度行うことが望ましいというふうに思います。

松下主査 ほかにこの72番に関連して意見のある方おられますか。

どうぞ。

○柳井 FoE Japanの柳井と申します。よろしくお願ひします。

満田さんのコメントに対する回答の中に、代償措置として象の行動範囲を保全するための象回廊の設置はありますけれども、私、先日現地の方を視察してきましたんですが、象の回廊自体は自然にもともとあるものですよね。設置ということにはならないのではないかなど。もともとあるところにレイアウト線を引くふうに、これは設置という言葉に当てはまるのでしょうかという確認なんですけれども。

○井本課長 今の確かにおっしゃるとおり、もともと自然に象が通っている道なんですけど、そこに現在は人も住んでいます。今回わざわざ設置といっている意味は、現在の通り道に住んでいる人間は移転していただいて、完全に象だけがそこを通るようにする。それで、フェンスを立ててという計画になっているんですけども、そういう形で、現地で聞かれたと思いますけれども、象と人間が混在していることによって今実際いろいろなトラブルが起きているので、逆に今回象の通り道を確保し、できるだけ象と人間がお互いの生活圏に侵入しないようにするというので設置という言葉を使っております。

○柳井 どのように設置されるのかよくわからないんですけども、村の中自体にも既に入っていますし、一部、電圧線を引いただけでは隔離することは難しいのではないかなという印象を受けたんですけども。

○田中 一部ではなくて完全にその地区全体……

○井本課長 人が移転をしてフェンスで囲ってしまう。

○田中 かなり長い、数10キロ以上、合計するとなりますけれども、国立公園の周りをもう完全に、フェンスで人間との境界を完全に分ける計画になっております。そのための具体的なプログラムと予算を既にマハウェリと野生動物との間で合意しています。

○柳井 間に道路が通っているという認識なんですけれども、現状で道路を象が歩いて村におりてきているんですけれども、その辺に対する対応は。

○田中 その道路のところに、フェンスをつくって、ゲートを設けて、ふだんは閉鎖をすることです。象が道路を横切るのは自由に横切っているようです。

○井本課長 逆に人間が入れないようにするという事です。

○柳井 回廊の流れの住民の人たちの理解はそのようにされていないので、フェンスでこんな回廊をしたことに関して……

○井本課長 それはわかりました。

松下主査 それでは、72番についてはとりあえずこういうご意見があつて、一応ペンディングということにしまして73番に移りますが、73番については、この回答文についていかがでしょうか。

○満田委員 73番については、前回も若干議論させていただき、今も恐らく福田委員との間でやりとりされていたようなことが含まれているんですが、私が少し強調したかったのは、どうもJICAさんのご説明が過去に行われた調査の教訓よりも、どちらかというと大丈夫だというほうを強調されているようなところがありまして、そこが1点。

それから、累積影響を一連のダム建設がマハウエリ流域の生態系あるいは土地利用に大きな影響を与えていることは事実だと思っているんですが、先ほどの河添さんがマクロの視点でというふうなこともおっしゃっていたんですが、それであるんだつたらその累積的影響調査はするべきなんじゃないかとむしろ思いますね。今この事業をスペシフィックの3,000ヘクタールの沈んだその直の影響について議論していて、それは一義的にはそうあるべきだと思うんですが、とはいうものの、結果的にその生態系に与える累積的な影響というのは現段階では評価されていない状況になっているというのが2点目です。

回答については、レビューを実施されているかもしれないんですが、そのことはとりあえず協力準備調査には何か関連事業のファクトとしては書いてあるんですが、得られた教訓というような形で、とりわけ批判的な観点からは書かれていないというのが私の理解です。

○井本課長 それはご助言として賜りまして今後の調査に対応したいと思います。

松下主査 はい。では、これは、一応、JICAのほうでも受けとめていただけると。

では、74番についてはいかがでしょうか。

○満田委員 74番については、協力準備調査の第4章あるいはアタッチメントにおいて水収支に関する検討がなされているということで、これについてはなされているということは確認い

たしました。私が見て、書いてあることに関する今すぐの疑問とか矛盾とかいうことはないんですが、とはいうものの、その次のコメントとも関係しますが、過去40年間の流量というものを根拠にして、かつ前回ご説明していただいたスリランカ政府のF/Sというものを根拠にして、協力準備調査をされているということは理解したんですが、ちょっとその次のコメントと関連して、根拠となるものが過去40年の流量、そしてその前提となるのが5億トンの水供給というところを前提にした水収支ということでは、現段階では理解いたしました。

松下主査 75番のコメントと関連してということですが、ちょっと具体的にもう一回お願いできますか。

○満田委員 75番のコメントが、5億トンの水供給が所与ではないかということで、反論としては所与じゃないと、米の増産のその量を前提にして、その5億トンというものについては、F/Sにおいて、あるいはほかの調査において検討されたということだったんですが、これは私の書き方が不適切だったと思うんですが、そもそも米の増産という国家プロジェクトを所与として、例えば柳井が私が提出したものをアタッチメントで指摘しているように、現在の農業従事者のニーズとかいうものがかんがみられているか。それから、水収支のときに、今、スリランカに限らず多くの国々で問題になっているような過去の流量とは全く外れた気象、気候パターンの変化というものについてある中、確かに過去の水収支データをすべて導入されたということは理解しているんですが、大きなかんがいダムということを、米の増産を所与にして考えるというニーズ調査が固定的なんじゃないかということですね。国家計画のみに基づいているんじゃないかというさらなる指摘をさせていただきたいと思います。

松下主査 じゃ、これはまた助言案を検討する際にどういう形で助言とするか考えていただく。

何かJICAのほうでお答えありませんか。

○井本課長 その5億トンの水収支、水の必要性については、米の増産という国家のニーズだけではなくて、ご説明したとおり、周辺への上水の提供ですとか、実際にそこに今既に農業に従事している人たちの水のニーズですとか、やはり現地の状況を勘案して最終的には想定している数字ですので、そういう意味では少なくとも今のスリランカの地域の現状を反映した数値であるというふうに我々考えております。気候変動の影響等は、将来の気候変動の影響を予測した形で、こういうダムの設計を行うということが技術的にどこまでフィージナブルなのかということは、やはりその道の専門家のご助言をいただきながら検討する必要があると思いますので、そういった手法がとり得る、その将来の予測等も入れられるということであれば、実際

に次の調査の中でそこはもう一度ダム設計の前に、本当にこの規模でいいのかということを検討してみたいというふうに思います。ちょっと気候変動の影響については、まだ私どももきちんとしたデータを持ち合わせておりませんので、それがここでのダムの大きさを考えるに当たってどの程度の影響を及ぼし得るかということに関しては、また専門家のご助言をいただきながら検討したいと思います。

○満田委員 余り専門家っぽくない言葉遣いで恐縮なんですが、私たちが言いたかったのは、気候変動の影響をかんがみたダムの計画を検討すべきだということを行っているわけではなくて、気候変動というかなり不安定な要素も加わっている中、大規模、集中的な水施設というものをつくることのリスクを指摘しているつもりです。つまり、乾燥地農業を今までせざるを得なくて、それはお米が雨季にしかつけれないということで、集中率というのがそんなに高くなかったのかもしれないんですが、それを高めるという一つの目標だけで水供給を、かんがい農業をふやすんだというそこについては、ずっとマハウェリ灌漑事業、大きな事業でずっとそれで進めてきたのかもしれないんですが、これだけたくさんのダムをつくって行って、つくって行って、恐らく最後の1つか、そんなような局面になっているのかもしれないんですが、ここまでダムをつくってきて、それでもやはり水が足りない。さらに、JICAさん、違うとおっしゃっていますが、ある気候学者は、マハウェリ川の流量の低下というものに警鐘を鳴らしているわけですね。そうした中で、ダムをどんどん、どんどん言ってもとりあえず1個ですが、こういう中でつくることのリスクを指摘させていただきたいというふうに思った次第です。

ちょっと書き方が言葉足らずだったかもしれませんが、5億トンの水を確保するための小規模分散型の貯水池というのは確かにフィージブルではないとは私も考えていますが、とはいうものの、例えば現在の乾燥地農業をより強固なものにするというようなオプションだつて、それは米の増産が目標のトン数に足りないのかもしれないんですが、そういうようなオプションだつてあるはずだと考えております。

松下主査 そうですね。気候変動という不確定な状況をどう考慮するか。考慮してダムに反映するか、あるいは考慮してダムというものの意味をもう一回考え直すかと、そういうような気がします。

○原嶋委員 69番とも関連するんですけども、多分恐らくこのプランを多くの方が拝見したときに、今の大きな流れとしてダムということにはいろいろ問題があるだろうということです。あえてそういうプロジェクトに、環境配慮を重視されているJICAがファイナンスするということについて、やっぱりいろいろな目があると思うんですね。それに加えて、時間的にはか

なり古い計画に固執しているように見えるんですね。その途中で幾つかの代替案を検討しているかのようですけれども、今の例えば代替案の新案については新しく追加されたということです。やっぱり今度の助言案の中で、今、満田先生がおっしゃったようなことも含めて、そういう批判に答えるようなことをきちんと情報として組み込んでいただく。あるいは、次の調査できちんと国内外の批判に耐えるようなものをちゃんと入れていただくということは最小限お願いしなきゃいけないと感じています。

その上では、さらにまたそれがヒアリングに耐えるかどうかということについては、またいろいろな専門家の意見もあろうかと思うんですよね。

松下主査 後でまたそういった意見をJICAが検討する際に入れていくということで、ちょっと先のほうに行きましょうか。

76番についてはいかがでしょうか。

○満田委員 この76番については、一貫して前JBICさん、SAPROFの公開はされておらず、このたびのガイドラインの改定で協力準備調査については公開ということになったんですが、残念ながらこの案件については新しいガイドライン適用外ということで公開されていないということなんです、とはいうものの、入札に係る情報以外を開示していけない理由はなく、かつ私としては、環境レビューの根拠となるような重要な文章であるがために、EIAも重要な文章として今は公開されているわけなんです、その補足的なものも含まれているということを考えると、やはり入札情報についてはともかく、ほかの環境影響に係るところとかその他については公開されるべきではなかろうかと考えています。SAPROFが非公開だったからこの調査報告書も非公開だというのは、余り、方針を貫くという意味では意味があると思いますが、実質的な意味がないんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○福田委員 SAPROFが非公開であったのはちょっとミスリーディングな表現かなと思って、SAPROFが過去公開された事例は幾つかあります。なので、ちょっとこれは要するに相手国政府との関係で公開することを前提にSAPROFは実施してこなかったということだと思っただけなんです。要するに、今回の件について、まさにこの協力準備調査の報告書というのが、これまでJICAが調査をし、今回、環境レビューをするに当たってその重要な情報を提供していると前提なのであれば、これを公開して問題ある内容があるように思えないんですが、スリランカ政府に公開していいですかと確認していただくということは可能なんではないかというふうに考えるというのが1点です。

もう一点なんです、これは助言委員会の運営の問題になるんですが、助言案の検討の経緯

というのをちょっと助言案の中でもうつくっていただいている、ここで配付資料の一覧の中に、私の理解がおかしくなければ、この協力準備調査の報告書というのは出てこないですね。要するに、恐らくこのその他補足説明資料（17）の中に含まれるという何か含意がここにあるのかなというふうに勝手に想像しておるんですが、議論の中でもたびたび参照されておりますし、これらのいろいろなスリランカ政府側がやっている調査を有機的にこういう形でJICAとしては見たんだということをつなぐという意味では、実は協力準備調査の報告書がないとわからない。特に、今そもそも問題になっている代替案の評価のあたりの話になってしまうと、これはもう協力準備調査の報告書を見ない限りは、F/Sも公開されていないということがあって何もわからないということになってしまいますので、少なくとも非公開が前提であっても配付資料の中には協力準備調査の報告書（非公開）というふうに書いていただかないと、我々助言委員としてはちょっとアカンウンタビリティーを果たしたことになるのかなというふうに感じているというところであります。

以上の2点です。

○河添課長 参照した資料という意味では明示するという事は1つあると思います。その意味では、その他説明資料という中にはそういう資料も入るということで明示することにします。

松下主査 じゃ、先ほどの公開、非公開の問題はいかがですか、その部分について公開することが問題あるかどうか。

○河添課長 これは、機構内の企画部が担当しているのですが、私が確認した限りでは、SAPROFの調査報告書というのは、もちろん相手国政府とのその報告書を公開するという前提は基本的にはないということなので公開していないという理解です。その一方で、例外措置もあるというお話だったんですけども、本件、例外措置を適用するかどうかについては今まだ明確な方向は検討されていません。その一方で、情報公開の内容であれば、EIA報告書は公開されていますので、おわかりいただけるのではと思います。ですので、この情報を公開すること、あるいはSAPROFの調査、今回、本件の調査報告書を公開することについてはいま一度企画部のほうでも相談はさせていただきますけれども、基本的には相手国との了解がなければ公開はしないということにはなっております。

○福田委員 私が申し上げたかったのは、もちろんそれはよく私は存じ上げておまして、その前提で本件についてはこれだけの大規模なプロジェクトであり、まださまざまな環境影響について、代替案の検討について刺激のある事業なので、スリランカ政府の同意をとって公開するという事を検討していただきたいという、そういう趣旨であります。

○河添課長 はい。

松下主査 ご助言としてはそういう形でね。

それでは、最後、77番についていかがでしょうか。

○満田委員 77番です。

これを書かせていただいた趣旨は、私が提出させていただいたコメントというか助言案というものがちょっと二段構えで、そもそもこういう問題があるから、アプレイザルについては再考されたほうが良いというのが前段階で、とはいうもののアプレイザルを執行されるかもしれないなと思ひまして、そのときにこういう点が私としてはまだ確認、不明なのではないかという点を羅列させていただいたものです。

一応これらは不十分なのでもう少し明示くださいというようなご回答だったと思うので、ちょっとここで簡単に申し上げますと、例えば前回話に出ましたように、この河川の漁業の状況とか水利用の状況についてはまだ十分明らかになっていないし調査されていないんじゃないかという、前回のお答えが漁業については少なくともそうだったと思います。それから、既存の農業、水没地における現段階でやっていた水利システムの変化によって起こる影響はないのかというのが2点目ですね。

3点目については、塩害の影響について書かれている文章があって、それとの関連で指摘させていただいているんですが、塩害も、今まで塩害は生じてきている。軽度とか中度とか重度とかいうのは置いておいて、生じている地域もある。その理由というのが、かんがいの排水の仕組みが、やや、あるいは一般的に季節的な洪水がなくなることによって、塩害が生じることもあるというようなことも指摘されているので、そういった影響が生じないか。

それから、前回のご説明では、発電所の部分についてはE I Aの対象となっておらず、環境影響評価がなされていないということでしたので、少なくとも送電線、発電所建設などによる水力発電をくっつけたことによる影響というのは現段階では不明なのではないか。

5番については、先ほど申し上げたように、CHAPTER 4及びその附属資料においてここについてはカバーされているのかもしれない。ちょっと私自身、ぬぐいがたい疑問として、じゃほかの貯水分が果たして今当初予定された容量を維持しているのかというのはぜひ知りたいところではあるんですが、水収支に関しては5番はクリアされているのかなと思っています。

6番も同様です。

7番は先ほど申し上げたとおりです。

8番は前回説明させていただいて、先ほどもちょっと議論になったところです。

9番については、やはり石灰質の地質による水漏れのリスクというのは、過去のODAでも非常に大きな問題として国会なんかでも取り上げられたことがありまして、住民の中にも不安を言う人たちもいるということで、確かにDDの段階なんかでクリアできるのかもしれないんですが、DDの段階というか、現段階で恐らくJICAとして場所を変えるというようなオプションはもはやないと思うんですね、第2脇ダムが建設されている中。その中やるかやらないかということになったときに、やるというのは支援するかしないかという判断のときにこういった水漏れのリスクというものは、支援をオーケーしたDDの後にやるよりもやはりアプレイザル前にやるのが筋ではないか。もちろんやっているわけです。協力準備調査に書いてあるんですが、協力準備調査の中ではさらなる調査というものが提言されていると思いましたが、それはDDに後回ししないほうがいいんじゃないかというのが9番です。

10番は先ほど申し上げた一連のダムについても累積影響があります。

松下主査 以上、やや具体的に説明いただきましたが、JICAのほうで何か追加説明がありますか。

○古本 先ほど9番で水漏れリスクについてコメントいただいたことにつきましては、実施機関側も漏水の問題に関しては懸念しておりまして、D/Dをやる前に実施機関のほうで、彼らの持っている予算で追加調査をやるということで、その辺りで経過を見て判断したいと思っています。

○満田委員 その調査はいつ終わるんですか。

○古本 今、調査計画を立てています。そう遠くない将来だと思うんですが、具体的にまだ検討しています。

○満田委員 というものの、アプレイザルの後に出てきそう、当然のことながらそういう感じですね。来年ぐらいの感じですか。

○古本 基本的には、前回の委員会で助言をいただきましたけれども、出てきている石灰岩質片麻岩等の地質自体については、特段珍しいというものではなくて、日本の現場でもみられるパターンの一つでありますので、特に今回実施機関も詳細に調査するということですので、そのデータをもってすれば、D/D段階に十分対策が検討できるというふうに考えております。

松下主査 それでは、追加的コメントとそれに対する回答は一応終えまして、具体的な助言案について検討をしていきたいと思えます。

まず最初に、環境社会的費用・便益について、1番のところの助言・コメントですが。

○原嶋委員 今のお話の中で、少なくとも今出た共通の事項としては、代替案の項目について

一つのものを入れる必要があろうかと思っています。満田先生は、前提条件としての必要とする流量ないし計画、生産量ということについての妥当性のいろいろな選択肢の問題。私は単なる大規模ダムだけでなく小規模ダムによるほかのやり方。さらに福田先生はそういったものの代替案そのものを公開するというこの3つ何か1つの形で助言案として入れさせていただくということ。松下主査 それは順番としては一番上にします、それとも……

○原嶋委員 順番的には一番上かなという感じはしますけれども、場合によって後から順番を変えてもよろしいかと思えますけど、とりあえず代替案のところ。

松下主査 とりあえず、そういう項目として検討するという事だけ今書いておいて……

○原嶋委員 弁護士の先生がいらっしゃるので。

松下主査 項目をもう一回言ってくれますか。

○原嶋委員 一応、補足していただきます。

前提条件としての必要とする貯水量、あと生産量について、それ自身の選択肢がいろいろあるんじゃないか。

松下主査 全体としては代替案の検討の必要性について……

○原嶋委員 その中で、前提条件で、さらには構造として、今予定されているような大規模ダムでやるということよりは、幾つかの複数の小規模ダムないしそれに類する施設の組み合わせによって同じ目的を達するという方法の問題で、3番目は、そういった代替案の検討そのものが今の状況では余り明らかにされていないということがあるので、どういう形にするかにしろ試案を大量に公開すると、この3つの点を入れて1つに。○福田委員 いえいえ。

それ、協力は後からでいいですね。ちょっとその話は離れて、協力準備調査の公開の件はほかの点にもかかわるので……

松下主査 じゃ、項目として取り上げておくべきこと、今、防備録的に上げていただいて…
…

○原嶋委員 あと、石田先生がおっしゃった点ですね、追加調査のことね。

○石田委員 もう既に入っているからダブっているでしょう。

松下主査 じゃ、今、事務局のほうでまとめていただいた分を見ながら、これでカバーされている分と、それから追加した分ということをちょっと見ていきたいと。また、もとに戻りますが、環境社会的費用・便益について、これはもとは長谷川委員と原嶋委員が出されたコメントですが、これについては原案でよろしいですね。

松下主査 じゃ、よろしいですか。

○満田委員 あと、その代替案の検討に絡めて、よろしければ私が出した資料の添付につけさせていただいた柳井の指摘の、要は国策としての米の生産増加政策のみではなくて、社会的なニーズが高いのかどうかというのを、農業従事者の人たちにその調査を行う必要があるんじゃないかということを提案させていただいておりますので、そういうような調査が実施されるのであればの話なんです、含めていただければと思います。

松下主査 それは、助言案としては、先ほど出てきました代替案の検討、先生の具体的な項目として入れておくということですね。

○満田委員 そうですね。

松下主査 代替案の検討の一部として、国策としての米の生産量増加政策のみだけでなく、農業強化への新規の社会ニーズ型……、ちょっと文章があれですね。

○満田委員 ちょっと日本語が乱れておりますが、適当な文案をお送りいたします。

松下主査 社会的ニーズや若い世代を対象とした調査を行うべきであると、そんなことですね。

○原嶋委員 社会費用のところはよろしいかと思います、既存の1番のところはこういう形で。

松下主査 それでは、魚類の生態について、これは石田委員のコメントですが、これについてはどのように理解をされていますか。

○石田委員 1つだけ、前提を確認させていただきたいんですが、ダムが予定されている溪流なり河川で、実際にダムができた後、上下を、下流と上流を行き来する魚種はいるのでしょうか。僕はいるという前提でこれを提案させていただいたんですけれども、いると想定されているのでしょうか。

○田中 ダムの直下に既に古代から堰がありまして、そこでもう流れは一たとめられている事実がありまして、そこから下の下流との間は既に閉じられた状態になって、海からとか、そういうのはもうない状態です。

○石田委員 ないわけですね。古代からの堰から上流とダム予定地の間で行き来する種類というのは想定されているのでしょうか。想定されているのであればという前提で書かせていただきました。

○田中 間だけ、そこに、今、魚がいますけれども、それが回遊といえるかは……

○石田委員 もしそういう回遊する魚がいなければ、私の助言は全くむなしなものに終わるんですけれども、私個人は別にむなしなものに終わっても構わないんですが、チェックしていただけるという意味であれば残したいんですけれども。

○井本課長 はい、調査のときにももちろんそういう視点も入れさせていただきます。

松下主査 この助言案としてはこの文案で結構ですか。

○石田委員 はい、私は……

松下主査 じゃ、これで。

次の生物の移植に関してはいかがですか。

○石田委員 これが、3番、4番、5番とありますが、最初のほうの有識者を派遣して調査してくださいというものが下に来てもいいんじゃないかという気がするんですけど。

○塩浦 3番ですか。

○石田委員 3番、4番、5番が2番の下に来るんですかね。

○塩浦 ここの下ということですか。

○石田委員 はい。小項目として一種のTORのようなものになるんですが。

○河添課長 先ほど、日本人の専門家とおっしゃっていましたが。

○石田委員 いえ、別に日本人には限りませんが、日本だと淡水系をやっている人がたくさんいるので、割と派遣しやすいのかなと思ったのと、スリランカの人たちも、ごめんない、科学レベルが全くわからないものですから、それで日本かなという気はしたんです。あと、JICAのリクルートがどういうふうになるかということだと思ってるんですが、もちろんヨーロッパ、アメリカを探せば世界じゅうはいますけれども、そういう人を。日本でもそれに劣らない人たち、たくさん淡水関係、爬虫類、両生類いらっしゃいますからということだと思いますが、実際にJICAもスマトラのほうで鹿児島大学の先生とかお使いになられたことがあるので、日本の先生方だと可能かなという気がしたものですから、ですから日本が不自然だということであれば日本をとってください。

松下主査 日本に限定する必要はない、それは結果として日本人だということですね。

○石田委員 日本に限定する必要はありません。

松下主査 しかるべき有識者。

○石田委員 ただ、ここ、現地採択するのは僕は反対ですね。

松下主査 これを全体、1、2、3の後に入れるということですか。

○石田委員 いえ、このままで結構です。

松下主査 冒頭にですね。わかりました。では、こういう形でお願いします。

それから、次はステークホルダー協議に関して、これは二宮委員のコメントをベースにしておりますが、これについていかがでしょうか。これはよろしい。特にこれについては異議がな

ければこの形で起こしたいと思います。

それから次、モニタリング、これもやはり二宮委員の意見をベースにしております。これについても特に問題なければ、これで助言案としたいと思います。

次はチェックリストについて、これは満田委員のコメントをもとにしたものですが.....

○満田委員 コメントというか、これは、先ほど申し上げた二段構えの後ろのほうのなお言わせていただければの話でありまして、チェックリストにおける記載が、やはり楽観的なものが多いというのが気になりまして書かせていただいたものです。8番目が塩害についてのものです。先ほどと説明の趣旨としては同じです。

松下主査 これは先ほどちょっと説明いただいた件ですね。

○満田委員 はい。

松下主査 8番をこういう形で残すことについてはよろしいでしょうか。

○満田委員 若干ほかのところの書きぶり比べてやけに細かい雰囲気がありますので、ちょっともう少しほかに合わせた形に置きかえる用意はあります。

松下主査 ちょっと修文を考えていただけますか。

どうぞその間に9番から、さっき議論された象の回廊ですが。

○満田委員 これも趣旨としては先ほど申し上げたことと同じですね。

○福田委員 前から前回の全体会で申し上げて、満田さんはいなかったんですが、記述すべきであるということを環境レビューの段階で言うというのはどうなのかなというのがあって、これ、チェックリストに記述すべきことでしょう。

○満田委員 はい。

○福田委員 影響について記述すべきというのは、確認すべきであるというのだったらいんだけど、どこに記述する。

○満田委員 チェックリストに記述する。

○福田委員 そのアプレイザルの段階で確認すべしという趣旨。

○満田委員 あくまで認識の話を問うているのであって、要は、確かに先ほど来ご説明のあるような人に出ただいて、ここからは象の領域だというのは設定するのかもしれないんですが、とはいうものの、全体像を見てみますと、ある広い象の生息地なり回廊があって、その一部が水没することは確かではないか。であるんだったら、それについては正々堂々と書くべきではなかろうかという、そういう趣旨です。検討すべきとか記述すべきという言葉でなくてもいいとは思いますが。

○原嶋委員 一般的な質問ですが、アプレイザルとしてそれはどういう形で情報としてあらわれてきて、どういう扱いになって、どういう形式になるのか。○河添課長 確認は審査の中で調べてくることというか、助言が出された場合、象の密度が上がる等、事実関係が実際にあるのであれば、そういう点がちゃんと何らか影響低減措置がとられているかどうかというのを審査の中で確認します。ですので、それは相手との確認とか、そういう中でやっていきますけれども、具体的にどこに記述されるかということについては、環境レビュー結果が公開されるので、そこで分ると思います。

○原嶋委員 それは、審査の一つの重要な判定材料として用いるべきだという意味です。

○満田委員 検討すべきということですね。

松下主査 これは、9、10、11、12すべて記述すべきというようになっておりますが、これを例えば検討すべきにしたほうがより一般的な意味での検討.....

○原嶋委員 アプレイザルの段階で確認すべき、そういうことですね。

○河添課長 審査段階で確認することということですね。

○満田委員 確認するものと検討するものが若干あるかもしれないとは思っています。

○原嶋委員 正式には一応確認するのは事業者側になりますよね。そういうことですよね。そういう形になるわけですよね。

松下主査 確認すべきですか。

○原嶋委員 実際の影響調査自身は、一応、先方側がされているというものを、JICA側で審査するというか。

松下主査 確認すれば、当然、確認した結果を審査するということですね。それは文章として影響について確認すべきであるということではないでしょうか。

○原嶋委員 そもそも象の回廊についての懸念はここに入れるんですか。前にいろいろメールでもいろいろいただいているんですけども、象の回廊についていろいろ懸念があるという現地調査のことについて情報提供していただいていますけれども、この文面でカバーし得るということなんですか。○満田委員 少し追加させていただきたいと思っているのは.....

○原嶋委員 設置と書いていいんですか。

○満田委員 追加させていただきたいことがあるんですけど、後で議論させていただきたいと思っているので.....

○満田委員 今、追加させていただきたいのは、電圧線スイッチというものに関して、付近の住民というものが設置される場所とかということについてきちんと情報を得ているかですとか、

あるいは象の回廊のバウンダリーが周知されていて、また野外か、たまたま現地に行ったときに、その回廊については、幅については二転三転しており、住民としては半ば動きたくないという気持ちから象の回廊の外なんだというような話をしていたような方々もいるんですが、やはりバウンダリーの周知というのは十分さらに必要なのではないかとということですかね。

これについては.....

松下主査 これはチェックリストの下に入るのか、あるいは象の回廊については新しい項目を設けたほうがいいですかね。

○満田委員 はい、そう思います。

松下主査 では、そのチェックリストの前に象の回廊についてという項目を設けていただいて、象の回廊について留意していただきたいという点について、もう一回ちょっと文章になる形で箇条書き的に.....

○満田委員 お送りしますが、ただちょっと言わせていただきたいのは、これ、全部アプレイザルすることをそれこそ前提で今私たちが語っていますよね。私も、するんであればこういうことは確認していったほうがいいと重々思っているんですが、そもそも私が出させていたものは、アプレイザルの実施については再考すべきじゃないかというコメントを出させていたでいるので、だからこれは第2ラウンドにおける提案ということになります。

松下主査 それでは、この議論は、アプレイザルをするべきじゃないということについてはちょっと後で議論することにして、とりあえず現在確認すべきことをリストアップしつつということで、象の回廊について確認していただきたいこと、あるいは追加的なコメントを少し箇条書きでもう一回、1つは.....

○満田委員 あとは、先ほど申し上げた象の生息地が狭まり、密度を上げることの影響について、やはり検討すべきという言葉は私としては選びたいと思っているんですが、検討すべきではないかというご提案です。

松下主査 それでは、とりあえず象の回廊については以上の2点でよろしいですか。

○満田委員 はい。

○柳井 もう一点よろしいですか。

現地のマハウェリ政府の技術者によると、いつ電圧線を設置するのかによるかもしれないんですけども、特に象を移動させるということはなく、工事の段階で自然に移動していこうという説明を受けたんですけども、現状で1つ目のダムをつくっている段階で、やはりコミュニティのほうに日中逃げてきてしまっているというような影響が出ていますので、建設

中の対応、対処というものを考慮してもらいたいと思います。

松下主査 もう少し具体的に。

○柳井 電圧線ができる前、電圧線を設置する前の段階の象からの影響を回避する方法を検討していただきたい。

○満田委員 趣旨としては、その工事中に現段階では象が、建設が始まると人里のほうに移動していくということなのですが、ちょっと具体的にどういう手段があり得るのか、私はよくわからないんですが、それを緩和するような策というものを検討していただきたいということですか。

松下主査 工事中の象の移動に伴う影響について影響緩和を検討することですか。

○満田委員 そういふことになると思います。

松下主査 工事中の象の移動に伴う影響について緩和策を考慮すること。

○塩浦 発言者はどなたにすればよろしいですか。

松下主査 これは満田委員ですね。

それでは、またチェックリストに戻りまして、10番についてはいかがですか。

○満田委員 10番については、象については回廊の設置、魚類とカニ、川の生物についてはその一部を移転ということについて書かれているんですが、その他の先ほど石田委員がおっしゃったような固有種47、危惧種43というものについて、分布域、影響かつそのインキュベーションというものについては、また記述するということを書き忘れてしまっていますが、チェックリストの中では少なくとも記述されていなかったもので、チェックリストに記述するとともに、その影響というものを検討すべきだということ、そういった趣旨です。

松下主査 最後のところについて、与える影響を確認すべきということによろしいですか。いや、文章の整理だけですが。

○満田委員 そうですね。確認し、検討すべきであるということです。確認すべきで結構です。

松下主査 影響を確認すべき。

では、11番はいかがですか。

○満田委員 11番も、その言葉じりについては同様の趣旨で、E I Aとかほかの文書において書かれているんですが、私はチェックリストというものが特に重要視される確認事項だというふうに理解していますので、今そのチェックリストの制定のところには、移転の話が書かれているんですが、その他の影響についてもこのような形で記述すべき、つまり確認すべきということなんです。

松下主査 「また」以下も同様ですね。

○満田委員 はい、そうです。

松下主査 11番はこれでよろしいでしょうか。

○満田委員 はい。

松下主査 それでは、12番はいかがですか。

○満田委員 12番も、先ほど不明点のところの説明されていたものと同様の趣旨で、今後その動きについては実施をして確認すべきであろうというチャクテンです。

ちょっと1点だけここに記載し忘れてしまったんですが、現地のNGOの方のお話によると、今、EIAというものがすごく長い経緯で補強されたり一部調査したりされているんですが、新しいEIAの最新のものは2010年のものがあるのではないかなというようにお話だったんですね。これはJICAにぜひ確認していただきたいんですが、それがEIAの1冊の文書として存在しているのか、それとも補足的な生物多様性に関するIUCNの調査なんかを含んだ総合的な文書なのかということもちょっと不明なんですが、ただ現地のNGOの方は、現段階では最新のEIAが公開されていないんじゃないか、それで一般からのコメントが得られていないんじゃないかなというようにご指摘もありましたので、ちょっとそれについては、もしそれが事実であれば、これまたガイドラインの列挙事項にも触れることですので、これについては確認していただきたいと思います。

松下主査 これについて、現時点でJICAはどのように確認されていますか。

○井本課長 2010年は承認手続は10月25日に終了いたしましたので、今、公開手続をとっている最中と承知しております。

松下主査 公開手続中ということですか。

○井本課長 はい。

○満田委員 これは現地でも公開されているんですか。

○井本課長 これからされます。25日にやっと承認がおりましたのでこれから公開されます。今その公開のための手続をとっている最中だと認識しています。

○満田委員 その現地で公開されるのは、承認される前のドラフト案か……

○井本課長 既に、前に承認された延長前のもはずっと公開されておりますので、現地でご確認していただくことは可能です。

○満田委員 その新しい追加調査とか、そういうことに関しては公開されていたんでしょうか。

○井本課長 それを今回一括で承認して、10月25日に承認してそれをこれから公開いたします。

○満田委員 最終版についてはわかったんですが、ドラフト段階のものというのは公開されていなかったということなんですか。今おわかりにならなかったらご確認いただければと思います。

松下主査 とりあえずよろしいですか。2010年10月25日に延長が承認されて、その承認条件等は公開手続中と。

それで、一応、たたき台のほうの確認は終わったわけですが、これ以外で追加的に助言案として取り上げるべき点はいかがですか。

○福田委員 私のほうが先ほど申し上げたのは、過去のこの流域に関する調査の評価結果をレビューして、本計画に十分反映されているかどうか確認することのような文言を盛り込んでいただければなと思っております。

○満田委員 それにあわせてという形になると思うんですが、先ほど申し上げた累積的な影響の評価というものもあわせて実施するべきであるということです。

松下主査 じゃ、ちょっと文章を書いて……

○福田委員 満田さん、73番のところですか。

○満田委員 73です。

松下主査 1つは今言われた累積的な影響であるとか自然のダムとの累積の影響、そういう評価のこと、過去の福田委員の意見、あと文章、評価結果をレビューすることですね。

○原嶋委員 51と73を組み合わせせて。

○福田委員 組み合わせられるかどうかは実はよくわからなくなってきていて、私が申し上げたのは、既に存在するマハウェリ川流域の開発事業について行われた調査結果の教訓をレビューし、本件事業にこれら教訓が十分に反映されているかどうか確認すること、そういう恐らく内容になるのかなと思うんですが、満田さんがおっしゃっているのは、恐らく調査そのものが足りんじゃないかという、そういう趣旨じゃないですかね。

○満田委員 調査そのものが足りないかどうかは、私、ちょっとすべてにレビューしているわけではないのでわからない。累積的影響という意味ではそうかもしれません。

松下主査 それでは、時間が約1時間半ほどたちましたので……

○石田委員 1点だけ、すみません、細かいことなんですが、既に懸念は示されたんですが、下流における漁業、内水面漁業で相当な漁獲量があって、しかもちゃんと売っていて、収益のあるところじゃないですか。単に確認だけなんですけれども、ダムをつくることによって流量変化が生じて、それによって下流における内水面漁業に与える影響というのはいかがなんですし

ようか。今さら確認で申しわけないです。

○田中 下流における流量は実は変わらないようにしておりますので、影響がないようにしております。

○石田委員 わかりました。下流の漁民たちに対しては別に何かいじるわけじゃないし、対策を講じるわけでもないし、下流のいわゆる流量も変わらないということですね。水質も変わらないということですね。ありがとうございます。

松下主査 それじゃ、ちょっとここで一たん10分ほど休憩して、あと残された点について再度確認をしたいと思います。よろしく。

午後4時30分休憩

午後4時40分再開

松下主査 それでは、再開したいと思います。

一応、準備いただいたたたき台についてほぼカバーできたと思いますが、あと残された件について確認したいと思います。

追加的なコメントあるいは満田委員からのアプレイザルの件もありますが、アプレイザルの件について再度議論いたします。

アプレイザルを実施すること自体を再考すべきであるというコメントですが。

○原嶋委員 素朴な質問です。

満田さんが72番でもおっしゃっていますけれども、そもそもこういうのがガイドラインでは適当ではない事業になるんじゃないかという懸念はあり得ると思うんです。それに対しての審査部の回答というのはどういう形でどこに表現されているんですか。

○河添課長 内部手続と申しますと、72ページのこの回答では不足ですかね。緩和策なりがとられているということでの……

○原嶋委員 先ほど答えていらっしゃったようなことは、どういう形で内部的にも外部的にも意思表示というか見解を表明されたのか。こういう疑念はあってもおかしくないと思うんですね。それがすべて正しいかどうかは別としても、それに対して審査部やJICA全体で内部審査の結果というのはどういう形でやられているんですか。

○河添課長 環境レビューの結果をいかに表に出すかという、情報公開するかということですか。

○原嶋委員 事業自身がもしかしたらJICAのガイドラインで許容できないかもしれないわけですね。○西野次長 何か例えば内部で決裁をとるとか、そういうことを今の段階でして

いるわけではないんですけれども、ただここに書いてあるのは、河添の個人的な見解ではもちろんなくて、審査部として今こういうふうに認識しているということは申し上げます。

○原嶋委員 外の方が見て、例えば一般的にJICAさんが環境配慮とすごく言っているのに、何でこんなことをするんだろうと思ったとき、実はこうなんだよと、レビューの結果は公開されないんですか。

○河添課長 今の議論は議事録に残りますので、これは公開ですよ。こういう議論が行われたということだとは思いますが。

松下主査 助言案はJICAのほうではどういう扱いか。前回の全体会議の説明ですと、理事会なりにはちゃんと報告されるということですね。

○河添課長 はい。そういう意味です。

今、内部でも検討をしていますけれども、こういう環境レビューの助言というのは非常に重いものだというふうに認識していて、いろいろなケースはあるとは思いますが、特に重要な案件あるいは我々が重視すべき助言なりがある場合は、きちんと内部にも諮り、その上で助言委員の皆さんにどういう対応をとるのかということでもう一度お話しする機会を設けるということでも調整を今図っているところではあります。

○満田委員 2つ検討しなくてはならないことがあると思うんですね。

100ヘクタール以下の保護地域の水没が保護地域に重大な影響を与える事業には支援しないというこのJICAのガイドラインから見て、これに触れるかどうかというのが1つで、もう一つは、厳密に言えば適用対象ではないんですが、いわゆる重要な自然生息地、重要な森林の著しい転換または劣化というものに即してこの3,000ヘクタールの水没が該当するかどうかということだと思えます。後者については私は完全に該当するんだろうと思っていて、それについて、ミティゲーションの話を持ち出して、重大な転換や劣化ではないということは絶対言っていただきなく、これは今後もあることですので、普通に考えて3,000ヘクタールの水没というのは完全な生態系の変化であろうということは、私はこれはクリアにしておきたいと思っています。

前者についても、私はこれは例えば国立公園のすぐそばで何か事業をやって、例えば大気とか水系を通じてその保護地域に影響を及ぼすということであっても影響は影響だろうと思っているんですが、それについては重大か軽微かという判断があると思えます。とはいっても、この場合は100ヘクタールという国立公園全体の面積から見ると、ひょっとしたら大したことはないと思われるかもしれませんが、とはいっても、国立公園そのものに影響

を与えるものであって、かつ少なからぬ面積ですよ。水没という直接的な影響のみならず、水没が生じれば、その周辺域における生態系の変化というのも当然起こるわけですので、直接的な影響と間接的な影響を考えて、かつもろもろ考えれば、これはやはり重要な影響と言わざるを得ず、少なくともガイドラインには抵触するんじゃないかというのが私の考えです。

○河添課長 ガイドラインの解釈のお話になってくるかもしれませんが、この場合、満田さんがおっしゃる点は、確かに国立公園内での事業ですので、そこにおいて重要な保護区域ということでガイドラインにも書いてある国立公園の話ですので、そういうことは本当あつてはならないという、というお話だと理解します。そういうところで事業をやることは本来的にはよろしくないのですが、一方でこれも先ほどお話ししたことではありますけれども、その自然保護区域をさらに周辺域まで広げるという意味では、その措置自体はさらなる自然環境の増進にもつながるであろうということ、IUCNもその措置についての妥当性は認められているようですので、むしろ保全すべきものを保全できるような措置はとられていると思うのです。ですので、開発に伴うこういう自然環境の劣化というのをいかに最小限にとどめていくのかというのでは、開発による便益と、あと利益が生じないところを比較した上での判断が必要だとは思いますが……

○原嶋委員 結論から言うと、全部お答えになるのは難しいと思うんですね。解釈の問題もありますし、河添さんがそこで口頭ですべて答えるというのは無理もあるので、一度持ち帰っていただいて、ペーパーで答えをつくっていただいて、全体会合に出していただくということにしたほうが、ここで議事録で口頭でしゃべったから云々でおしまいにならないほうが私はいと思います。○満田委員 ちょっと2点だけ指摘させていただきたい。

○福田委員 その前に1点だけいいですか。

すみません、前提なんですけど、このプロジェクトは新ガイドラインの適用プロジェクトですよ。

○満田委員 そうなんですか。

○福田委員 私の理解では、私がこの資料から理解しているところでは、2010年8月に円借款の要請があったということで、この事業には2010年4月付の新ガイドラインが適用されるというのが私の理解なんですけど、正しいですか。

○満田委員 それは、私、間違えていました。

○福田委員 超重要な話だと思う、今の議論には。変わっていますので、この生態系の保全に関する……

○満田委員 でも、協力準備調査はその……

○福田委員 協力準備調査はその前からやっていたので、協力準備調査そのものについては旧ガイドラインですよね。

○福田委員 新¹だと、先ほどから議論されている重要な生息地、森林の著しい劣化、転換をとめなければならないという禁止規定が入っているというのが新ガイドラインの違いですよ。

72番の下に満田さんが書いていただいている。

○原嶋委員 だったら、さらにまずいかもしれないでしょうね。

○福田委員 それはそうですよ。

○原嶋委員 それは、だから今答えるのは難しいので、ちゃんときちんと答えていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

○満田委員 これを通したいんだったら、ガイドラインに、このときに戦っていただきかけたですね。今、おっしゃったような開発のメリット・デメリットとか、それはさんざん議論し尽くされた話ですよ。ガイドラインのゼネラルなところに回避ミーティゲーション代償というのはゼネラルな項目で書いて、あえて保護地域の保全と重要な生態系の保全というのを入れ込んでいるわけなんですから、3,000ヘクタールが、重要な転換、劣化じゃないというのは、これは決して言えないと私は思います。

○満田委員 ごめんなさい。

○福田委員 まず、このガイドラインの条項の解釈という意味では、私も満田さんと同じ意見で、一般的な環境影響とは異なる自然の生息地域とか森林という場所をエリアとして守ることがこの条項の意味しているところなので、別のところで移転されるからよんだという議論はこの条項には本来、だからいいんだという議論にならないはずだと思うので、意見としては満田さんのおっしゃっているとおりだと思います。

それで、それはそうなんですけど、しかしこの件をどういうふうに進めるかということなんですけれども、JICAとしてガイドラインをクリアしたんだということをどこで示していただくのかというのが多分本来だったと思うんですね。それとの関係、我々の助言の内容をどうしたらいいんだろうということを考えたほうがいいのかというふうに思っていて、まず最終的には私の理解では、環境レビュー結果を公開されるというふうな規定になっていて、その環境

¹本件については、協力準備調査は旧ガイドラインで実施しており、円借款本体については新ガイドラインを適用しています。事実関係として議事録に記載させていただきます（JICA助言委員会事務局）。

レビュー結果がどこで公開されるかという、今までのやり方と同じであれば、円借款の事前事業評価表の中に、環境影響・社会影響に関する項目というのがあって、この中で内容がちょっと短いのもっと充実してくださいということは、新ガイドラインのコンサルテーションのときにこちらからいろいろ申し上げて、それはやりますというふうに当時ははたえださんもおっしゃっていたのでやっていただけるんだろうなと思っているんですが、そのような形で少なくともパブリックに対してという意味では公表されるというふうに理解しています。

ただ、個別具体的にあるガイドラインのこの条項について違反があるんじゃないかということについて、そこまで事前に事業評価表の中でクリアな説明がなされるかどうかということについては、実は私たちとしては確保できるかどうか分からない。事業評価表自体はJICAが作成されるものなので、そこはちょっとよく分からないということになるのかなと思います。

であるので、助言の内容としては、1つは、ガイドラインの、満田さんの意見のそのものを助言に載せるのか載せないのかというのがまず助言委員会の問題としてあるのと、もう一つは少なくとも助言委員会として、現状の事業計画ではガイドラインを違反するという指摘があったので、この点に関するJICAの見解を環境レビュー、意思決定前に助言委員会で説明することというような形の助言をここですということは1つ考えられるのかなというふうに思います。

○原嶋委員 全体会議で、適合するかしないかは全体で議論して、それが個別の助言のドラフトはこちらで用意する、そういう形のほうが適当じゃないですかね。○福田委員 要するに、まさにアプレイザルが進んで、私の理解では、アプレイザルをやる意味というのは本当にガイドラインに適応しているかどうか決める段階というのは今ではなくて、アプレイザル後、要するにアプレイザルの結果として出てくる問題ですね。意思決定の際に最終的には審査部の判こがあって、理事会にかかりという手続、それでその後、整理に行くという形になるというふうに理解していますので、今現状でどこまでここで河添さんを問い詰めることに意味があるのかは、私もちょっと原嶋先生にコウトウがある。ただ一方で、今からアプレイザルが終わるまで恐らく3カ月とか、長くても4カ月とかいう単位フレームでしかないので、これを今……

○満田委員 アプレイザル、今月ですよ。

○福田委員 全部合わせて意思決定までという意味で申し上げているわけですが、アプレイザルミッションというわけじゃなく、その中で何か今の事業計画について深刻な問題があるときに、それがクリアされるのかどうかというよく分からないというふうには思うところです。いずれにせよ、ちょっと助言委員の助言としては、そういう形でその件についての見解を助言委

員会の全体会合なりなんなりで明らかにしてくださいということで……

○原嶋委員 ここで全部判断しないほうがいいです。この人数で全部判断すべきことじゃないと思います。

松下主査 満田委員。

○満田委員 私、実は新ガイドラインが適用されないと見込んでいたので、保護地については少し微妙かなという気持ちではいたんですが、とはいうものの重大だとは思っていたんです。この3,000ヘクタールに関しては何かアプレイザルをやる以前からもう既に明らかであり、かなり明らかなガイドラインへの抵触を伴うものであるにもかかわらず、本当にアプレイザルをやるんですかというのが懸念なんです。皆さんの温度差があるのかもしれないですし、JICAは最近アプレイザルのやり方が変わっていた。アプレイザルで本当にすべてを判断するんですという、つまりアプレイザル後に断るという判断が大いにあり得るんですということだったの、もちろん副大臣がおっしゃったようなやり方があるとは思いますが、というわけで、両論併記として、現段階においてもそのアプレイザルを実施することに関する懸念が表明されたということについては助言の中に併記していただいていたほしいというふうに考えていますし、もしほかの委員も同じ意見であれば、そういうような助言案にさせていただきたいというふうに思っています。

○原嶋委員 素朴な質問ですが、いいですか。

例えば、この事業がこの新ガイドラインで禁止されているものに該当すると仮定、した場合に、それは禁止するものはアプレイザルの段階にもし行ったとしても、それはアプレイザルしないんですか。する可能性があるんですか。

○河添課長 その審査はやるわけですが。

○原嶋委員 そのアプレイザルの段階で、手続はJICAの環境社会配慮ガイドラインの禁止事項に仮に該当しているといった場合にアプレイザルの段階でどうするんですか。

○河添課長 ガイドラインに抵触する場合であれば、それをできる限り抵触しないような形でいかに事業ができるかということはもちろん協議はしますね。

○原嶋委員 ここで該当するということがアプレイザルとの関係を分離してはだめなんですかね。

○満田委員 前、ガイドラインなんかの議論では、少しずつそういうリスクな案件は淘汰されていって、少しずつ環境社会ガイドラインに合うようなものが生き残っていく、またはそういうふうに案件形成されるんだという説明でした。ただ、この案件の場合、特殊なのは、歴史が長いという特徴に加えて、もう既に実施機関が着工しているというものなので、案件を変えていくというのは結構限界がありますよね、現実的に。あとはだから、もちろん先ほど言

いたかったのは、私はスリランカ政府がこの事業をやること自体がけしからんということまでは言っておらず、私が問うているのは、JICAさんがガイドラインに即してこの事業に関して融資をするか否かというのが今問われているんじゃないかと思っています。そもそも、スリランカ政府がこの事業をやること自体を否定することは意味もないし、この際は別に問われていないので、やはりガイドラインの整合性かなと思っていますのでちょっとつけ加えさせていただきます。

○井本課長 一応、念のためもう一度整理させていただきますと、今回アプレイザルをしようとしているのはあくまでESの部分ですので、ダム建設に融資するかどうかというのはまた別の判断です。これまでいろいろなご助言をいただいていますけれども、実際、例えば生物多様性をもっときちんと調査すべきとか、あとは代替案も含め、私どももちろん自然保護区域が沈むのいいと言っているわけではなくて、しかしこの地域、一度地図をお見せしましたけれども、スリランカの北というのは本当に平たんで水がない地域であり、ここにしか水源がもうないという状況で、ここに住んでいる人たち、北部も含めると、北部だけでも50万いるわけですから、その人たちの水のニーズ、生産性とかいう以前に、生活の水のニーズを今後どうやって確保していくのかという問題があって、その中で選ばれてきた案だというふうに我々は認識しています。

でも、よりもっと違う案があるんじゃないかという委員の皆さんのご助言を賜りましたので、我々、それについては代替案を今後検討していきたいと思っていますけれども、そういったことも含めてやはりもう一度きちんとそのESの中で調査をしていって、実際にこれしか案がないのか、これしか案がない場合、さらに環境へのネガティブインパクトをミティゲートするためにとるべき方策は何なのということをやよりきちんと計画の中に入れ込み先方にも伝えていく、我々自身もそこを支援していくという形を考えておりますので、この案件に関して言えば、今後、より結果はどうだったんだ、代替案の検討結果はどうだったんだということに関しましては、助言委員会の皆さんのマンデートとしてモニタリングというものも今後加わるということですので、しかるべきタイミングで、こういう調査の結果、今こういうふうになっておりますということモニタリングの形で報告させていただくという形で、ご助言をきちんと反映していますということを我々として説明していくことは可能だと思っております。ダム本体は、こういうことをすべて踏まえた上でまた次の判断になってきます。今回の環境レビューそのものは本体まで含めてかかっているんですけれども、少なくともアプレイザルの今回の対象はそこにあるということをご理解していただいた上でご助言をいただければと思います。

○福田委員 ちょっと今の説明、よくわからない。環境レビューはでも今するんですよね。

○井本課長 はい。

○福田委員 ダム本体について。

○井本課長 はい。いただいたものは、ダム本体のより今後計画を考えるに当たって反映すべきものは反映していくという形になると思います。

○福田委員 だから、ダム本体に関する環境レビューはこれで終わりですよね。

○井本課長 そうです。ただ、それに J I C A が融資するかどうかの結論は別の問題です。今回のアプレイザルでそれを決断する……

○福田委員 そこは実はよくわからなくて、J I C A の内部手続としてどうかというのは私はよくわからないんですが、少なくともガイドライン上、環境レビューというのは、その事業が J I C A のガイドラインに沿っており、その事業に実施機関が十分な能力を有しているかどうかということをチェックする。すなわち、そのガイドラインに沿って J I C A が融資していいかどうかを判断するという手続としてガイドライン上は設けられているんですよ。だから、環境レビューでオーケーかどうかという、要するにオーケーであるという結論が出れば、それだけでなく環境面については、その事業に J I C A が融資をしていいという結論がそこで出たというふうにしかガイドラインの読みようがないんですよ。

○井本課長 ただ、追加の調査といろいろご助言、こういう形で確認すべきだとかというのが出ていますし、その多くのもはそれ相応に時間をかけないと調査ができないものだと思います。それは、我々、最初の調査の段階のフェーズでそこに時間と資金をかけてやりたいということを考えております。

○福田委員 もちろん、それは全然構わないしやっていたらいいと思うんですが、しかし問題は、今、計画されて、今、提案されている本体のダムについて環境レビューをする機会があるというのが今だけだということなのであれば、それは結局今あるものがガイドラインに適合しているのかどうかということを今議論しなくちゃいけないわけですよ。今から追加の調査をやって、その本体のことを決めるのは来年です、次のアプレイザルと言われても、少なくとも環境面について今オーケーしたものはもう取り戻せないわけですね。その理解が随分ずれているなという気がするんです。

○井本課長 いや、その形は、確かに今の全体を 1 回でかけますと、これは E I A まで終わっている案件ですので、ガイドラインの規定では確かにそうなんですけれども、今回 J I C A はわざわざフェーズを切って、本体着工前にもう一度審査をするというプロセスをとっており

ますので、もう一度本体の審査のときにそれまで調査したことを踏まえてもう一度助言をいただく。助言委員会に諮るということも考えております。

○原嶋委員 いずれにしても、JICAさん自身がガイドラインというのをつくられて、そこでこういうものは禁止とかやめましょうということで表明されていて、もしかしたらそれに該当するかもしれないという問題提起はもう既にあるわけです。もし禁止事項に該当しているのであれば、これはまた非常に問題です。これはご自身が自分で決めたルールを自分で破っているわけですから、それについてはきちんとした見解を表明していただいて、全体で少し本当にそれはそうなのかということについてコンセンサスをつくっていただく。それはやっぱりご自分たちで決めたルールですから、それに該当するかということに我々が問題提起したことに、それにはちゃんと答えていただく必要があると思うんですね。○河添課長 そこはお答えする機会を持ちましょう。

○原嶋委員 そこが出発点、それでもまたそれはよくないということもあるかもしれませんが、そこがひっかかったらもう前提としては全然前に行かないはずですよ。

松下主査 どうでしょう。それでは、今、原嶋委員が言われたように、1つは、やはりこれが新ガイドライン対象であるとするならば、新ガイドラインに照らしてみても、重大な希少な生態系、自然生息地または重要森林の著しい転換あるいは著しい劣化を伴うことを絶対出さないと、そういうJICAのガイドラインに違反すると、そういう指摘があったことを踏まえて...

...

松下主査 違反する……

○福田委員 可能性。

○満田委員 いや、違反すると……

松下主査 違反するという指摘があったということを踏まえて、それに対するJICAの見解を明らかにしていただきたいと、そういう形でワーキンググループとしては……

○福田委員 1点だけちょっと先ほどのお話の続きなんですけど、この件、本体に関する環境レビューを2期の前に持ってくることはできないんですか。何かいますね。多分JICAの皆さんの準備からすると、おまえ、何を言っているんだという話になるのかもしれないんですが。

○河添課長 お話ししているとおりで、調査をこれから始められる時期でもあるということなんです。それもEIAもできていますので、最初に包括的な協議にかけて、その後、調査なり、あと実際、本体工事はまだ先の話ですけれども、モニタリング状況を報告させていただこうかなという進め方で今やっているわけですね。ですので、EIAもできているところなので、環境

社会配慮文書は整っていくという意味では、レビューができる段階なのかなと思ってはいるんですけども、それをあえて事業をやる直前にまたお話しするよりは、今こういうふうに助言をいただいて進めていくのが妥当なやり方なんだろうなということでの持っていく方なんですけども。

○福田委員 いや、難しいということであれば、それを前提にこちらとしては今これから本体の環境レビューだという前提で対応せざるを得ないということになってしまうとは思いますが。それはJICAの皆さんの進め方の問題なので、私たちが何か言うことではないですが、一方で今同時にかかっているインドネシアの火力発電所の件がありますよね。あちらのほうは、今同じようにES本体とあって、ただ本体の前に環境レビューをやりますよと。今回ESに対する助言の中で行うべき環境社会配慮について助言してくださいという形で来ているというのも一方ではあったりするので、もちろんその違いを生んでいるのは、相手国政府における環境アセスメントの承認状況であるということ自体は私としては理解しておりますが、しかしそういうやり方が別に不可能ではないんじゃないのかなと思って発言させていただいたということですよ。

○満田委員 2つありまして、1つは今の福田委員がちょっとほめかされたES後の本体の環境レビューというのは問題の先送りでしかないんじゃないかという気が私はしていて、調査してわかることと、調査して何か対処が変わったことと調査しても変わらない事実というのはあると思っています。この場合、私が指摘させていただいているのは調査しても変わらない事実のほうなのかなと思っているので、今、議論しようが本体工事の前に議論しようが、状況は余り変わっていない。ミキゲーションがよりふえているかもしれないですし、そういう意味では、やるとなれば、そのミキゲーションという意味でより高度な環境関係とかいうのは出てくるかもしれませんが、何か今の議論のポイントとはちょっと違うのかなと私は感じています。

2番目は、その助言案についての先ほど座長がまとめられた文案についてなんですが、そういう文案でももちろん結構なんですが、ちょっと明記していただきたいのは、やはりアプレイザル実施に関する疑問があったということについては併記の形で残していただければなと思っています。

○河添課長 何と書きましょうか。

○福田委員 でも、併記する意見は、でもそれは助言……

○原嶋委員 まず、ガイドラインの適合性と、仮にです、として、本案件が、これは何条ですか。

- 福田委員 ないんですよ、番号がガイドラインには。何条とかじゃないんです。
- 原嶋委員 何条とか何かに適応する指摘があったので、それについてはJICA全体の見解を助言委員会に示す。
- 福田委員 助言委員会の全体会でJICAの見解を明らかにすることということですね。
- 河添課長 別紙3の影響を受けやすい地域の例示というところですか。
- 満田委員 影響を受けやすい地域の例示じゃないです。生息地とか生物多様性みたいな、そんなサブタイトル。
- 福田委員 別紙3ではないです。要件の中です。プロジェクトが満たす要件の中です。
- 河添課長 こっちのほうか。別紙1のほうでいいのかな。
- 福田委員 そうですね。
- 河添課長 生態系及び生物。
- 原嶋委員 本案件が別紙に該当するとの指摘があったので、それに対するJICAの見解を助言委員会に提出する。○満田委員 対して抵触するため、アプレイザルを再考すべきだという……
- 原嶋委員 抵触した場合にはアプレイザルを再考すべき。抵触するかしらないかとまず意見が分かれますね。
- 満田委員 そうですね。ただ……
- 福田委員 だから、ここで言っているのは、こういう意見が表明されたためということなので、それは抵触し、現段階ではアプレイザルを行うべきではないという意見が表明されたことにかんがみということですよ。
- 福田委員 アプレイザルを行うべきでないという……
- 原嶋委員 ちょっと飛び過ぎですよ。○福田委員 見解が表明されたことにかんがみ、本件のガイドラインの適合性について助言委員会の全体委員会でJICAの意見を……。いつというのはいいですか。
- 松下主査 意見というのは見解でいいの。
- 福田委員 見解でしょうね。JICAの見解を、意見じゃなくて。
- 松下主査 明らかにされたい。
- 福田委員 解釈と……見解ですね、ガイドラインをどう読むかという解釈とこれがどう当てはまるかという両方の問題があるので。
- 松下主査 別紙だけだとわかりにくいので……

○福田委員 それは後で多分統一したほうがいいでしょうね、別紙1、自然何とか第段落という形で入れて。

松下主査 それでは、ワーキンググループの提案としてはこういう形を出すことでよろしいでしょうか。

○満田委員 あと、申しわけないんですが、77番、この整合表の77の2ポツを除く、あと9ポツを除く部分、9ポツもちょっと念のため、水漏れについても、そのアプレイザルを実施するのであればということなんですが、こうこうこういうことについて確認が必要であるというのをちょっとほかの文章と整合性のとれたものに起案しますので追加していただけますとありがたいです。

松下主査 ちょっと概要を口頭で言っていただけますか。ちょっと文章を書いてみる。

○満田委員 チェックリストのところにも何かダブっているところもありますのでちょっと整理させていただきます。

○原嶋委員 あと、さっきの一番上に戻ってきますが、一番上の前提条件、そこを満田先生が75番で出しているコメントの文面を入れてくれますか。私もそれで結構です。75番がありますよね。全体の用語は多少修正するんでしょうけど、内容としてはそういうことです。

○井本課長 ちょっと質問させていただきたいのですが、水収支についてはデータを示して、このデータをベースに5億トンが適切だと考えますとお答えしているんですけども、それが不十分だということであれば、どういう形で調査をしてどういう結果を出せば、逆にそれは適切だにご判断いただけますか。

○原嶋委員 私自身の考えは、代替案Cが最初の報告書になかったんですよね。後は失礼かもしれないけど、とにかく代替案を検討されていなかったの、それはちゃんと検討したということ自体に組み込んでほしいということなんですね。

○満田委員 そうですね。5億トンということについては、先ほど申し上げたとおり、ちょっと言葉足らずなところがあるかもしれないんですが、要は米の国家計画に基づくトン数の達成というものが今掲げられているんですが、それが、ちょっと言葉を飾らずに言えば、例えば現段階での乾燥地農業の強化ですとか、先ほど来申し上げているように、水供給自体が例えばこのような大きな施設をつくらなければ難しいような状況で、米の増産というもの自体を所与とするということではない。要は、もう少し少ない水供給で済むような計画及び農業従事者の方々のニーズ調査を実施するべきだというのが私のほうの.....

松下主査 それは下のほうにも書いてありますよね、国策としての水の生産。

○原嶋委員 それは、だから削除で結構です。 代替案の検討結果を確認すること、とりあえずそうする。下の2行を削除ですね。

松下主査 それは、しかし入れるんじゃないんですか。

○福田委員 ちょっと今、戻してもらっていいですか。すみません。

松下主査 これはこれで一応できたんですけど。

○満田委員 含まれているのかもしれないんですが、心としてはこんなことということで、説明としては残しておいていただけるとありがたいです。

○福田委員 その際にこの辺を重点的に調査することというこの感じでしょうね。

協力準備調査の公開の件は、文章を今つくるというのは簡単なんですけれども、どこに入れるかというのがあって……

○原嶋委員 それは後で考えればいい。

○福田委員 わかりました。

文章を申し上げてよろしいですか。やっぱりちょっと待ってください。後で追加していいですか。いずれにしても、これ、多分完成しないので。

松下主査 今、詰められるところはできるだけ詰めて……

○福田委員 じゃ、やっぱりしゃべります。

簡単に、代替案の検討や環境社会配慮の準備状況について、協力準備調査で重要な検討がされているため、当方協力準備調査の報告書について、スリランカ政府の同意を得た上で公開されることが望ましい。

松下主査 はい。じゃ、これはそういう形でよろしいですか。

村山委員長 きょうはオブザーバーの立場なので、ワーキングでないんですが、一番最初の項目は、下のものと少し性格が違ってかなり大前提の話なので、そこがわかるような表現のほうがいいかなと思うんですけどもね。つまり、適合性が確認されれば下のことを……

松下主査 じゃ、第1パラグラフの次のところに、新しいパラグラフというか、新しい項目を起こして、本件がガイドラインに適合するという前提のもとで以下の助言を行うと。

○福田委員 以下の助言を行うとか、以下の点について環境レビューの中で確認すべきであると。

○原嶋委員 よろしいんじゃないですか。

○福田委員 どうも条件になりましたね。

松下主査 どうもありがとうございました。

○福田委員 ちょっと何か頭もあったほうがいいかもしれないですね。

松下主査 前回どうやっていましたか、全体会合のほかの例だと。

村山委員長 ほかの例はまだ1件しかないんですけれども、1点の事例としては、中項目ぐらいのものをリストアップして上に並べていたという感じですね。

松下主査 以下の点につき、JICAは環境レビューにおいて確認することと前ありましたね。

○福田委員 それと同じだと思います。

松下主査 もう一回ざっと見直してみますか。1回ざっと声を上げて読んでいただいて、それとも……

○河添課長 見るだけ見てみます。ここはよろしいですね。

松下主査 あとじゃ、石田委員の1、2、3。

○石田委員 ちょっとそこは自分で見てもリランダムな……。私は、1、2、3では魚のことしか多分言っていないんですが、上では象のことも入ってきているんでどうしようかなと思って、象や希少種の調査、動植物層というのと大き過ぎるかな。象や希少種に絞ればいいのかないかな。いいんですよね、象や希少種に絞れば。

○福田委員 今から……

○石田委員 先ほど来から出ているガス抜きにしちゃっていいのかな。3,000ヘクタールの生態系を植物も含めて満たすという点は、ここでは実はほとんど考えていないんです、この助言は。ただ、それはそれで外して、そこはそれで別のところで考えていただければいいので、象については何も特定項目がないからいいのかな。

松下主査 象は、別途、回廊がありましたね。

○石田委員 じゃ、語尾を、1番の心がけることですね、望まれるを消して。それから、確認することです、2番は。そうすると、上記1、2を含むですね。1、2を含む、これだけじゃ問題なので、再確認または再検討をすることです。

以上です。ありがとうございました。

松下主査 ありがとうございます。

次の点をお願いします。これはよろしいですね。

次は、魚類もまた……

○石田委員 魚類の生態は、そこのモニタリングを行うことでいかがでしょうか。

松下主査 モニタリングを行うこと。モニタリングはよろしいですね。

象の回廊。

○満田委員 そういう文脈ですと、最初のポツですが、情報提供が行われていることを確認することと変えてよろしいですかね。

松下主査 検討することですね。

○満田委員 そうですね。

松下主査 チェックリストについてちょっと長いんですね。

○満田委員 ここら辺については、先ほどのようにほかと整合性をとったような記述にさせていただきたいと思います。

○福田委員 満田さん、両論併記と言っている両論は別に併記しなくていいの。要するに、頭の表現、頭のこういう意見があったというだけで構わないですか。

○満田委員 はい。

松下主査 意見はちゃんと明記する。

○満田委員 ここら辺についてはちょっとメールベースでなるべく即送りますので……

松下主査 一応これをベースにして、文章の整理をまた後ですということ……

○河添課長 一番最後の累積的影響の満田さんのコメントの73番のことですね。

○満田委員 そうです。

○河添課長 一連のダム部の効果及びその分析なりと、流域という意味ですね。

松下主査 累積的影響について評価をすることですか。

○満田委員 そうです。はい。

松下主査 一応、全体を見直しましたが、よろしいでしょうか。

それでは、またこれについて再度メールベースでお送りいただいて文章として改めるというのならご指摘いただくと。

スケジュール的にはどういたしましょうか。

○河添課長 ここまでできていますので、5日の全体会合でまずは確定をしていただく、あるいは報告をしていただくというのがよろしいかと思えます。そういう話をすると、私は、5日までにはJICAのほう、見解なりというのは整理しておくということになるのかもしれませんがけれども、それはできるだけこちらのほうで準備はできるように整えてまいります。

松下主査 では、11月5日報告ということで準備を進めると。

ほかに関係する全体を通じて、この際、確認すべきことはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 5 時 3 4 分閉会